

## 法教育のいじめ問題解決への応用可能性

「いじめ」の研究・政策の文脈への法教育の位置づけを検討する

山崎聡一郎（一橋大学大学院社会学研究科修士課程・

慶應義塾大学 SFC 研究所所員）

### 1. 問題意識・研究概要

筆者がいじめの被害に遭ったのは小学校五年生の頃、以降二年間いじめに苦しみ、果ては左手首の骨を折られる事態に至った。それでも担任教諭の前で「ごめんなさい」と相手が謝れば事が済んでしまうという状況に不満を抱き、入学した中学校の図書館で六法全書と出会う。当時の自分が法的な知識を持っていれば自力で被害状況を脱せたのでは、と考へながら中学生以降の人生を歩んできた。そして大学学部一年時に偶然出会ったのが「法教育」であった。

法教育は元来いじめの抑止を目的として設計された教育手法ではない。従って既存の教材の多くはいじめ問題解決に向けた接続には不十分な点が多く、研究や実践の蓄積も決して多いとは言えない。しかし、今後の社会においては権利主体たる個々人が自身の権利を適切に主張することで適切な救済を受けられるようになり、その能力を涵養することを目指す法教育の理念は、私が目指すべきと考えるいじめ問題解決の一つの到達点と矛盾するものではない。本研究は法教育をいじめ問題解決に向けて応用することの妥当性と、その具体的方策を検討するものである。

### 2. 発表の内容

今回の分科会では学会誌「法と教育 vol.7」に投稿した研究ノートの内容を補足しつつ概説する。本研究の前提となるいじめ問題を取り巻く政策動向と法教育を通じて実現されるべきと筆者が考えられるひとつの「解決」案の位置づけを行いつつ、当該解決案が現行のいじめ研究を引いてどのように位置づけられるのかを解説する。

尚、その到達点は「学校の法化」という言葉で問題化され、議論されることもある。学校教員の皆様にあっては色々とその難しさを認識頂いていると思うので、ぜひ忌憚のないご意見を賜りたいと考えている。